

総務省行政相談センター

まぐみみ千葉

千葉市版

災害時の生活支援 窓口案内(ガイドブック)

千葉行政監視行政相談センターと千葉市が協働して、災害時の生活支援に関する情報をまとめたガイドブックを作成しました。

最新情報は、[千葉行政監視行政相談センターのHP](#)に掲載しています。

また、千葉市では、災害に見舞われた方のために、各種支援制度を設けており、自然災害や火災に伴う被災者支援制度をまとめた一覧表(「災害に伴う各種支援制度一覧」)を作成しています。



千葉センターHP

◆災害に伴う各種支援制度一覧

①おかねのこと ②お住まいのこと ③医療・福祉のこと
④子育て・教育のこと ⑤その他暮らしにかかわること
に関する千葉市の幅広い支援制度情報をまとめていますので
詳細は右記二次元コードをご覧ください。



千葉市HP
([支援制度一覧表](#))

まぐみみ千葉



総務省行政相談センター



花のあふれるまちづくりシンボルキャラクター
ちはなちゃん

総務省 千葉行政監視行政相談センター
千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階
電話:043-244-1100

千葉市役所
千葉市中央区千葉港1番1号
電話:043-245-5111(代表)

目次

[千葉市の防災情報\(1\)](#)

[外国人市民のための防災情報\(2\)](#)



[住まいや身の回りのこと](#)

- 1 罹災証明書の発行(3)
- 2 応急危険度判定(3)
- 3 被災者のための住宅提供(4)
- 4 住宅の応急修理(4)
- 5 その他住まいに関すること(4)



[お金のこと](#)

- 1 災害弔慰金の支給(5)
- 2 災害障害見舞金の支給(5)
- 3 生活資金の貸付け(6)
- 4 生活の困窮(6)
- 5 住宅に関する支援金、貸付(8)
- 6 雇用に関する支給(13)



[役所の手続きのこと](#)

- 1 国税の特別措置(15)
- 2 県民税の特別措置(15)
- 3 市税の特別措置(16)
- 4 各種保険料の特別措置(17)
- 5 公共料金の減免措置等(18)
- ★ 証明書等を紛失した場合(18)



[民間の手続きのこと](#)

- 1 地震保険(19)
- 2 生命保険の契約内容(19)
- 3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合(20)
- 4 法律相談等の窓口(20)



[医療・健康のこと](#)

- 1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用(22)
- 2 障害福祉サービスの利用(24)
- 3 こころの悩み相談(25)



[教育のこと](#)

- 1 保育園、幼稚園の子がいる家庭への支援(25)
- 2 小中学生の子がいる家庭への支援(26)
- 3 高校生の子がいる家庭への支援(26)
- 4 大学生への支援(26)



[事業者への方へ](#)

- 1 中小企業者を対象とした相談窓口(27)



[そのほかの情報](#)

- 1 ペット動物に関する相談(27)
- 2 災害の予防(28)
- 3 消費者相談(28)
- 4 外国人相談
Consultation for Foreigners(29)



[千葉行政監視行政相談センター
への相談について\(32\)](#)

千葉市の防災情報

★情報配信

災害時に市民に対し必要な情報を提供しています。

◆ 災害に伴う各種支援制度一覧

- ①おかねのこと ②お住まいのこと ③医療・福祉のこと
 - ④子育て・教育のこと ⑤その他暮らしにかかわること
- に関する千葉市の幅広い支援制度情報をまとめています。



千葉市HP
([支援制度一覧表](#))

◆ 千葉市防災ポータルサイト

リアルタイムに地震情報や気象情報などの災害情報・緊急情報を総合的に提供するWebサイトです。



◆ ちばし安全・安心メール

電子メールを活用した防犯・防災情報の提供を行っています。スマートフォン・携帯電話・パソコンいずれでも受信可能です。



◆ 千葉市LINE公式アカウント、千葉市広報広聴課X

災害情報や避難所情報のほか、被災された方への支援情報など、災害時の最新情報をお届けします。

【LINE】



▲友だち登録は二次元コード
またはID検索で「@chibacity」

【X】



▲アカウント名
@Chiba_city_PR

◆ 防災行政無線(広報無線)

屋外スピーカーから災害時の緊急情報を放送します。
放送した内容は、Webサイトから確認できます。
また、テレホンサービス(電話番号:050-5530-9907)で確認することも
できます。
※通話料がかかります



◆ Yahoo! 防災速報

「Yahoo!防災速報」を活用し、「自治体からの緊急情報」を配信しています。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、避難所の開設情報や災害への注意喚起情報を配信しています。



「Yahoo!防災速報アプリ」をダウンロードしてください。



iOS版



Android版

外国人市民のための防災情報

外国人市民のために、防災情報をいろいろな国の言葉で紹介しています。

◆ 千葉市多言語防災メール配信サービス / Chiba City Disaster Prevention Information Email / 千葉市多语种防灾电子邮件自动发送服务

大雨や地震、避難所などについての災害時の緊急情報メールを、下に書いてある言語で送ります。QRコードを読み取って、空メールを送ってください。

This service transmits emergency info, such as when to evacuate, in the languages stated below. After scanning the QR code, send a blank email to the link that appears.

暴雨、地震、避难所等有关灾害的紧急信息，将会用以下几种语言发送邮件。请扫一扫该语言下方的二维码，发送一封空白邮件，即可登录。

English



中文（简体字）



中文（繁體字）



한국어



Español



Tiếng Việt



नेपाली भाषा



Tagalog



ภาษาไทย



Português



Bahasa Indonesia



français



◆ 千葉市国際交流協会 Facebook / Chiba City International Association Facebook / 千葉市国际交流协会的面书(Facebook)

千葉市国際交流協会は、災害時は外国人センターになり、千葉市からの情報をいろいろな国の言葉にして、Facebookでお知らせします。ぜひフォローしてください。窓口や電話でも相談できます。

During times of disaster, the Chiba City International Association becomes a support center for foreigners. They translate information from the city into different languages and post it on their Facebook page. Please follow it to stay up to date. They also accept consultations in person or by phone.

当发生灾害时，千葉市国际交流协会将发挥外国人支援中心作用，把千葉市政府的信息翻译成各种语言，在面书上发布(Facebook)。敬请关注。届时，协会窗口和电话也提供咨询服务。



Facebook

TEL : 043-306-1034

【言語】日本語、English、中文、한국어、Español、Tiếng Việt



1 罹災証明書の発行

◆ 「罹災（りさい）証明書」は、地震等の災害によって被災した居住する住家の被害の程度（大規模半壊、半壊等）を公的に証明する書面です。被災者生活再建支援金、各種融資、税金や保険料の減免等の申請に必要となる場合があります。証明書の申請や詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・自己判定方式（写真による判定）による罹災証明書交付を希望する場合は、被害箇所の写真（被害の状況が確認できる写真）が必要です。
- ・委任を受けた代理人が申請することもできます。
- ・住家以外（居住を伴わない建物や工作物等）は、「被災証明書」（被害を受けた事実を証明）



内閣府HP



デジタル庁HP

マイナポータルからの罹災証明書のオンライン申請、自治体のシステムを通じての罹災証明書のオンライン申請については、デジタル庁 HP（右 QR コード先）をご確認ください。

なお、マイナポータルからのオンライン申請には、マイナンバーカードまたはスマホ用署名用電子証明書設定済みのスマートフォンによる電子署名が必要となる場合があります。電子署名をしなかった場合には別途本人確認書類の提出が必要となる場合があります。



千葉市HP

千葉市において、「被災した建物等が所在する区」において受付する。

<お問い合わせ先>

中央区役所地域づくり支援課 (きぼーる11階)	043-221-2169	花見川区役所地域づくり支援課	043-275-6224
稲毛区役所地域づくり支援課	043-284-6107	若葉区役所地域づくり支援課	043-233-8124
緑区役所地域づくり支援課	043-292-8107	美浜区役所地域づくり支援課	043-270-3124

2 応急危険度判定

◆ 応急危険度判定は、地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するために、できるだけ早く、短時間で建築物の被災状況を調査して、当面の使用の可否（そのまま使用できるか、避難所に避難すべきか等）について判定するものです。

判定の実施状況・要望等については、次の窓口にお問い合わせください。



千葉市HP

<お問い合わせ先>

千葉県	県土整備部建築指導課耐震防災室	043-223-3186
千葉市	都市局建築部建築情報相談課	043-245-5842



この建築物の被災程度は小さいと考えられます。この建物は使用可能です。



この建築物に立ち入る場合は十分注意が必要です。応急的に補強する場合は、専門家にご相談ください



この建築物に立ち入ることは危険です。立ち入る場合は、専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。

3 被災者のための住宅提供

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、市営住宅、賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅を借り上げたもの)、建設型応急住宅(緊急に住宅を建設したもの)等の提供がされる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

市営住宅への入居に関すること

千葉市	千葉市住宅供給公社入居支援班	043-301-6271
-----	----------------	--------------

賃貸型・建設型応急住宅に関すること

千葉市	都市局建築部住宅整備課施設班	043-245-5851
-----	----------------	--------------

4 住宅の応急修理

- ◆ 【住宅の緊急の修理】

「災害救助法」が適用された場合に、災害により「準半壊程度相当」以上の損害を受けた住家について、雨水の侵入等により住家の被害が拡大することを防ぐため、ブルーシートの展張などの緊急の修理を市が実施(市民からの申込みに基づき、市が事業者に修理を依頼)するものです。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ◆ 【住宅の応急修理】

「災害救助法」が適用された場合に、災害により「準半壊」以上の被害を受けた住家について、住家に引き続き住むため、屋根や床、窓、台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を市が実施(市民からの申込みに基づき、市が事業者に修理を依頼)するものです。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

千葉市	都市局建築部住宅政策課	043-245-5853
-----	-------------	--------------

5 その他住まいに関すること

- ◆ 災害におけるごみの排出ルールを市で決定しますので、HP や広報紙、防災無線等でお知らせします。

ゴミ分別に関するスマートフォン向けアプリ「さんあ〜る」

- ◆ 仮置場を開設し、市民の皆様にごみを持ち込みをお願いする場合があります。開設場所や災害ごみの出し方などは、決まり次第ホームページ等でお知らせします。



千葉市HP

<お問い合わせ先>

千葉市	環境局資源循環部廃棄物対策課	043-245-5236
-----	----------------	--------------



1 災害弔慰金の支給

- ◆ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市内で住居が5世帯以上滅失した災害等によって亡くなった方の遺族に対し、災害弔慰金が支給されます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



内閣府HP

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の災害により死亡した方で、被害を受けた当時、千葉市に住所を有していた方のご遺族。 ・ 支給の範囲・順位は、死亡した方の(1)配偶者、(2)子、(3)父母、(4)孫、(5)祖父母。(1)～(5)のいずれもが存在しない場合は兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者が死亡した場合：500万円 ・ その他の者が死亡した場合：250万円

<お問い合わせ先>

千葉市	保健福祉局健康福祉部地域福祉課	043-245-5218
-----	-----------------	--------------

2 災害障害見舞金の支給

- ◆ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市内で住居が5世帯以上滅失した災害等によって重度の障害を受けた方に対し、災害障害見舞金が支給されます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



内閣府HP

対象者	<p>特定の災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に以下の障害が残った方で、被害を受けた当時、千葉市に住所を有していた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両眼が失明した人 ・ 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ・ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ・ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ・ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ・ 両上肢の用を全廃した人 ・ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ・ 両下肢の用を全廃した人 ・ 精神又は身体の障害が重複する場所における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者の場合：250万円 ・ その他の者の場合：125万円

<お問い合わせ先>

千葉市	保健福祉局健康福祉部地域福祉課	043-245-5218
-----	-----------------	--------------

3 生活資金の貸付け

◆【緊急小口資金※】

他の制度から独立・自活に必要な資金の融通を受けられない低所得世帯、日常生活上介護を要する高齢者の属する世帯及び身体障害者・知的障害者等の属する世帯に対し、資金の貸付等により世帯の自立と安定に役立てていただくための制度です。



千葉市社協HP

※大規模災害時には貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがありますので、詳細は次の窓口にお問い合わせください。

内容	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対する、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付		
貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子
据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内

※ 連帯保証人は不要。

<お問い合わせ先>

中央区	千葉市社会福祉協議会中央区事務所	043-221-2177
花見川区	千葉市社会福祉協議会花見川区事務所	043-275-6438
稲毛区	千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所	043-284-6160
若葉区	千葉市社会福祉協議会若葉区事務所	043-233-8181
緑区	千葉市社会福祉協議会緑区事務所	043-292-8185
美浜区	千葉市社会福祉協議会美浜区事務所	043-278-3252

4 生活の困窮

◆【生活困窮者自立支援】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、支援を受けられる場合があります。他の専門機関とも連携しながら、支援プランを作成します。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

内容	・自立相談支援事業	相談者の抱えている課題を適切にアセスメントした上で、自立に向けた支援計画を作成し、伴走型の支援を行います。
	・住居確保給付金の支給	離職、廃業や休業等により住居を失うおそれが生じている方等に対し、就職活動を支えるため、一定期間にわたり家賃相当額を支給します。
	・就労準備支援事業	就労に向けて準備が必要な方を対象に、生活習慣や社会参加能力の形成、改善を図りつつ、就労に必要な知識、意欲の向上に向けて、最長1年間の集中的な支援を行います。
	・家計改善支援事業	家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援を行います。
	・一時生活支援事業	住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。

・こどもの学習、生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通して、子どもの将来の自立に向けたきめ細やかな支援を行います。
・認定就労訓練事業	民間事業者の自主的な取組として、雇用による就業を継続して行うことが困難な方を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

<お問い合わせ先>

中央区	千葉市生活自立・仕事相談センター中央	043-202-5563
花見川区	千葉市生活自立・仕事相談センター花見川	043-307-6765
稲毛区	千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛	043-207-7070
若葉区	千葉市生活自立・仕事相談センター若葉	043-312-1723
緑区	千葉市生活自立・仕事相談センター緑	043-293-1133
美浜区	千葉市生活自立・仕事相談センター美浜	043-270-5811

◆【生活保護】

「生活保護法」に基づき、最低限度の生活が送れるよう、暮らしに必要なお金や医療を受けられる場合があります。

- ・受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が前提となります。
- ・扶養義務者による扶養が優先されます。



厚労省HP

<お問い合わせ先>

中央区	中央保健福祉センター社会援護第一課	043-221-2154
	中央保健福祉センター社会援護第二課	043-221-2066
花見川区	花見川保健福祉センター社会援護課	043-275-6471
稲毛区	稲毛保健福祉センター社会援護課	043-284-6136
若葉区	若葉保健福祉センター社会援護第一課	043-233-8156
	若葉保健福祉センター社会援護第二課	043-233-8158
緑区	緑保健福祉センター社会援護課	043-292-8152
美浜区	美浜保健福祉センター社会援護課	043-270-1223

5 住宅に関する支援金、貸付

◆【生活再建支援金の支給(住宅の損壊、解体)】

「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者生活再建支援法人である(公財)都道府県センターから、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。

ただし、この制度が適用になるかどうかについては、千葉県からお知らせ(公示)があります。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



都道府県
センター

対象者	① 住宅が全壊した世帯(全壊世帯)																																						
	② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体世帯)																																						
	③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)																																						
	④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)																																						
	⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)																																						
支給額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 解体 長期避難</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>		基礎支援金	加算支援金		計	全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
		基礎支援金	加算支援金		計																																		
	全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																		
			補修	100万円	200万円																																		
			賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																		
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																		
			補修	100万円	150万円																																		
			賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																		
	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円																																		
			補修	50万円	50万円																																		
			賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																		
	◆世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。																																						

<お問い合わせ先>

千葉市地域福祉課 (市役所本庁舎高層棟9階)	043-245-5218
各区役所地域づくり支援課	中央区 043-221-2169
	花見川区 043-275-6224
	稲毛区 043-284-6107
	若葉区 043-233-8124
	緑区 043-292-8107
	美浜区 043-270-3142

◆【生活再建支援金の支給(千葉県制度)】

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法の支援(国制度)が受けられない世帯に、被災の程度に応じ支援金を支給します。ただし、支給対象となる世帯は、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害により被害を受けた世帯です。
 詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



千葉県HP

対象者	① 居住する住宅が全壊した世帯(全壊世帯) ② 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難と認められる世帯(大規模半壊世帯) ③ 居住する住宅が半壊し又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること等やむを得ない事由により、当該住宅を解体し又は解体されるに至った世帯(半壊等解体世帯) ④ 居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)																											
支給額	世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。 ■住宅被害支援金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊 半壊等解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ■住宅再建支援金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>住宅の再建方法</th> <th>支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 半壊等解体 大規模半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊</td> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>			支援金	全壊 半壊等解体	100万円	大規模半壊	50万円	中規模半壊	—		住宅の再建方法	支援金	全壊 半壊等解体 大規模半壊	建設・購入	200万円	補修	100万円	中規模半壊	賃借(公営住宅を除く)	50万円	建設・購入	100万円	補修	50万円		賃借(公営住宅を除く)	25万円
	支援金																											
全壊 半壊等解体	100万円																											
大規模半壊	50万円																											
中規模半壊	—																											
	住宅の再建方法	支援金																										
全壊 半壊等解体 大規模半壊	建設・購入	200万円																										
	補修	100万円																										
中規模半壊	賃借(公営住宅を除く)	50万円																										
	建設・購入	100万円																										
	補修	50万円																										
	賃借(公営住宅を除く)	25万円																										

<お問い合わせ先>

千葉県地域福祉課 (市役所本庁舎高層棟9階)	043-245-5218
各区役所地域づくり支援課	中央区 043-221-2169
	花見川区 043-275-6224
	稲毛区 043-284-6107
	若葉区 043-233-8124
	緑区 043-292-8107
	美浜区 043-270-3142

◆【小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金の支給】



千葉市HP

国や千葉県の被災者生活再建支援制度の対象とならない小規模な自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた方々の生活再建を支援するため、被災の程度に応じ支援金を支給します。
 詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

対象となる自然災害	次の要件のすべてを満たす自然災害を対象とします。 ア:国又は千葉県の被災者生活再建支援制度の適用を受けない自然災害。 イ:市内全域で10世帯以上の住宅が滅失し、そのうち全壊が1世帯以上である自然災害。																																									
対象者	① 居住する住宅が全壊した世帯(全壊世帯) ② 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難と認められる世帯(大規模半壊世帯) ③ 居住する住宅が半壊し又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること等やむを得ない事由により、当該住宅を解体し又は解体されるに至った世帯(半壊等解体世帯) ④ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯) ただし、以下の世帯は対象となりません。 ① 国又は千葉県の被災者生活再建支援制度の適用を受ける世帯。 ② 国又は千葉県の被災者生活再建支援制度の適用を受けない者を支援するための制度を国又は千葉県が新たに創設し、当該新制度の適用を受ける世帯。 ③ 被害を受けた住宅に係る固定資産税・都市計画税の滞納がある世帯。																																									
支給額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">基礎支援金</th> <th colspan="2" style="width: 45%;">加算支援金</th> <th style="width: 20%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">全壊 半壊等解体</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">中規模半壊</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">—</td> <td>建設・購入</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td style="text-align: right;">25万円</td> <td style="text-align: right;">25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。</p>					基礎支援金	加算支援金		計	全壊 半壊等解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
	基礎支援金	加算支援金		計																																						
全壊 半壊等解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																						
		補修	100万円	200万円																																						
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																						
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																						
		補修	100万円	150万円																																						
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																						
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円																																						
		補修	50万円	50万円																																						
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																						

<お問い合わせ先>

千葉市地域福祉課 (市役所本庁舎高層棟9階)	043-245-5218
各区役所地域づくり支援課	中央区 043-221-2169
	花見川区 043-275-6224
	稲毛区 043-284-6107
	若葉区 043-233-8124
	緑区 043-292-8107
	美浜区 043-270-3142

◆【災害援護資金の貸付(住宅や家財に被害)】

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、千葉県内で「災害救助法」が適用された市区町村が1以上ある災害により世帯主の方が負傷した世帯や、住居、家財に被害を受けた方に支給されます。

詳細は、区の窓口にお問い合わせください。



内閣府HP

貸付 限度額	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	負傷のみ	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円
	家財の1/3以上の損害	250万円	住居の半壊	170万円
	住居の半壊	270万円	住居の全壊	250万円
	住居の全壊	350万円	住宅の全体の滅失または流失	350万円
所得 制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額		
	1人	220万円未満	3人	620万円未満
	2人	430万円未満	4人	730万円未満
	5人以上の場合、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満。ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円未満です。			
貸付 利率	年1.0%(据置期間中は無利子)	据置期間	3年(特別の場合は5年)	
償還 期間	10年(据置期間を含む)	償還方法	半年賦または月賦 (元利均等償還、ただし繰上償還可)	

<お問い合わせ先>

千葉市地域福祉課 (市役所本庁舎高層棟9階)	043-245-5218
各区役所地域づくり支援課	中央区 043-221-2169
	花見川区 043-275-6224
	稲毛区 043-284-6107
	若葉区 043-233-8124
	緑区 043-292-8107
	美浜区 043-270-3142

◆【災害復興住宅融資】

災害復興住宅融資は、被災された方の住宅の再建を支援するため、住宅金融支援機構が行う全期間固定金利型の公的住宅ローンです。融資は、建設、購入、補修の場合に受けられます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



住宅機構HP

<お問い合わせ先>

住宅金融支援機構	お客様コールセンター (災害専用ダイヤル)	0120-086-353 もしくは048-615-0420
----------	--------------------------	----------------------------------

◆【生活福祉資金の貸付(災害援護費)】

災害を受けたことにより費用が必要となった低所得世帯(必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(生活保護基準額の概ね1.7倍以下))に対して生活福祉資金の貸付等を行います。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

※大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、市町村による「災害援護資金」の貸付が優先となり、本貸付は対象外となります。

対象経費	・被災した住宅を復旧するための経費 ・家財道具等を購入するための経費 ・被災により転居するための経費 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費(対象は個人事業主に限ります)
貸付限度額	150万円以内 ※住宅に被害を受けた場合は、「住宅改修費」と重複して貸付を受けることが可能です。被害の程度に応じて最高400万円まで貸付することができますので、詳細は次の窓口にお問い合わせください。
貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%
据置期間	貸付けの日から6か月以内
償還期間	据置期間経過後7年以内

<お問い合わせ先>

中央区	千葉市社会福祉協議会中央区事務所	043-221-2177
花見川区	千葉市社会福祉協議会花見川区事務所	043-275-6438
稲毛区	千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所	043-284-6160
若葉区	千葉市社会福祉協議会若葉区事務所	043-233-8181
緑区	千葉市社会福祉協議会緑区事務所	043-292-8185
美浜区	千葉市社会福祉協議会美浜区事務所	043-278-3252

◆【住宅ローンの返済】

「災害救助法」が適用された災害時に、債務整理を申し出るための仕組みがあります。手続き支援を無料で受けられる、財産の一部を手元の残せる、個人情報として登録されない等のメリットがあります。詳細は、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。また、借入先が銀行の場合、次の窓口にお問い合わせいただくこともできます。



内閣府HP

<お問い合わせ先>

一般社団法人全国銀行協会	相談室	0570-017109 または03-5252-3772
--------------	-----	--------------------------------

6 雇用に関する支給

◆【雇用保険失業給付の支給】

事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の基本手当（失業手当）を受給できる特例措置があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

- ・「災害救助法」の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
- ・居住地を管轄するハローワークでなくても、お近くのハローワークで手続きができます。

<お問い合わせ先>

ハローワーク千葉 (中央区(一部)、美浜区、 花見川区、稲毛区、若葉 区を管轄)	雇用保険給付課	043-242-1181 (自動音声に従い、 部門コード「11#」を押してください)
ハローワーク千葉南 (中央区(一部)、緑区)	雇用保険課給付コーナー	043-300-8609 (自動音声に従い、 部門コード「11#」を押してください)

◆【未払賃金立替払】

「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、独立行政法人労働者健康安全機構 (JOHAS) が未払いの賃金を立て替えることができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



JOHAS HP

- ・事業主及び労働者に要件があります。
- ・対象となる賃金は、退職日の6か月前から請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金（定期給与と退職金。ボーナスは含まれません。）です。ただし、総額2万円未満のときは対象外です。
- ・退職日における年齢ごとに立替払の上限が定められています。

<お問い合わせ先>

千葉労働基準監督署	総合労働相談コーナー	043-382-3518
独立行政法人 労働者健康安全機構	未払賃金立替払相談コーナー	044-431-8663 (月～金 9:15～17:00)

◆【労災補償】

「労働者災害補償保険法」に基づき、労働者の方が工作中や通勤中に被災した場合、ご本人やご家族の方は労災保険による給付（治療や投薬、遺族年金・一時金など）を受けられます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

<お問い合わせ先>

千葉労働基準監督署	労災第一・第二課	043-308-0673
千葉労働局	労働基準部労災補償課	043-221-4313
労災保険相談ダイヤル	(厚生労働省委託事業)	0570-006031 (月～金 9:00～17:00)

◆【職業転換給付金(訓練手当)の支給】

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、広域の求職活動を行ったり、職業訓練を受けたりできるよう、交通費や宿泊料の他、訓練を受講した場合の給付を受けられます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



内閣府HP

<お問い合わせ先>

千葉労働局	職業安定部訓練課	043-221-4087
ハローワーク千葉	職業相談第1部門 (お仕事の相談・紹介)	043-242-1181 (41#)
	職業相談第2部門 (職業訓練にかかる相談)	043-242-1181 (42#)
ハローワーク千葉南	職業相談部門 (職業相談・紹介)	043-300-8609 (41#)
	職業訓練コーナー (職業訓練の相談・申込)	043-300-8609 (42#)



1 国税の特別措置

- ◆ 国税の納付が難しい方には次のような措置があります。
 - ・申告等の期限延長
 - ・納税の猶予
 - ・所得税等の軽減
 - ・住宅取得資金に係る贈与税の特例
 - ・被災自動車に係る自動車重量税の還付
 - ・不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税

- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
 詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



国税庁HP

<お問い合わせ先>

花見川区(一部)、稲毛区(一部)、美浜区(一部)	千葉西税務署	043-274-2111
中央区(一部)、花見川区(一部)、稲毛区(一部)、若葉区、美浜区(一部)	千葉東税務署	043-225-6811
中央区(一部)、緑区	千葉南税務署	043-261-5571

2 県民税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、不動産所得税、個人事業税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

中央区、若葉区、緑区	中央県税事務所	043-231-0161(代表)
花見川区、稲毛区、美浜区	千葉西県税事務所	043-279-7111(代表)

3 市税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、市民税、固定資産税等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



千葉市HP

([支援制度一覧表](#) [おかねのこと](#))

<お問い合わせ先(減免・申告期間の延長)>

東部市税事務所 (管轄:中央区、若葉区、 緑区)	市民税課個人市民税班	043-233-8140
	市民税課管理班	043-233-8137
	資産税課土地班	043-233-8143
	資産税課家屋班	043-233-8145
	法人課法人班	043-233-8142
	法人課償却資産班	043-233-8146
西部市税事務所 (管轄:花見川区、稲毛 区、美浜区)	市民税課個人市民税班	043-270-3140
	市民税課管理班	043-270-3137
	資産税課土地班	043-270-3143
	資産税課家屋班	043-270-3145

- ・市民税、軽自動車税…お住まいの区を管轄している市税事務所市民税課
- ・固定資産税(土地・家屋)…物件所在地を管轄している市税事務所資産税課
- ・法人市民税・事業所税・固定資産税(償却資産)…東部市税事務所法人課

<お問い合わせ先>納税の猶予

東部市税事務所	中央区	納税第一課 納税第一班	043-233-8138
		納税第一課 納税第二班	043-233-8139
		納税第一課 納税第三班	043-233-8187
	若葉区 緑区	納税第二課 納税第一班	043-233-8368
		納税第二課 納税第二班	043-233-8188
		納税第二課 納税第三班	043-233-8189
西部市税事務所	市外	納税第一課 納税第一班	043-270-3138
		納税第一課 納税第二班	043-270-3139
	美浜区 花見川区 稲毛区	納税第二課 納税第一班	043-270-3171
		納税第二課 納税第二班	043-270-3170
		納税第二課 納税第三班	043-270-3284

4 各種保険料の特別措置

次の支払いについて、申出により、減免、支払いの猶予、分納ができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



千葉市HP
([支援制度一覧表](#) [医療・福祉のこと](#))

<お問い合わせ先>

◆【国民年金保険料】

中央区	中央区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-221-2133
花見川区	花見川区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-275-6278
稲毛区	稲毛区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-284-6121
若葉区	若葉区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-233-8133
緑区	緑区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-292-8121
美浜区	美浜区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-270-3133

◆【国民健康保険料】

中央区	中央区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-221-2131
花見川区	花見川区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-275-6255
稲毛区	稲毛区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-284-6119
若葉区	若葉区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-233-8131
緑区	緑区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-292-8119
美浜区	美浜区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-270-3131

◆【介護保険料】

中央区	中央区役所保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室	043-221-2198
花見川区	花見川区役所保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室	043-275-6401
稲毛区	稲毛区役所保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室	043-284-6242
若葉区	若葉区役所保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室	043-233-8264
緑区	緑区役所保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室	043-292-9491
美浜区	美浜区役所保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室	043-270-4073

◆【後期高齢者医療保険料】

中央区	中央区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-221-2133
花見川区	花見川区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-275-6278
稲毛区	稲毛区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-284-6121
若葉区	若葉区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-233-8133
緑区	緑区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-292-8121
美浜区	美浜区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-270-3133

5 公共料金の減免措置等

◆【電気、ガス、水道、電話料等の支払期日の延長や減免、工事や修理費用の免除、軽減など】

適用の条件や支援措置の内容については事業者ごとに異なりますので、ご契約の各事業者へご確認ください。

<お問い合わせ先>

東京電力	東京カスタマーセンター (月～土9時～17時)	0120-995-001 03-6374-8936 (IP電話から)
東京ガス	お客さまセンター (月～土9時～19時、日祝9時～17時)	0570-002-211 03-3344-9100 (IP電話から)

◆【NHK受信料免除】

NHK	ナビダイヤル (毎日9時～18時)	0570-077-077
-----	----------------------	--------------

★ 証明書等を紛失した場合

◆ 基礎年金番号通知書、年金証書

基礎年金番号通知書や年金証書を紛失した場合は再発行ができます。

詳細は、最寄りの年金事務所または日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

千葉年金事務所	〒260-8503 千葉県千葉市中央区 中央港1-17-1	043-242-6320 (自動音声)
幕張年金事務所	〒262-8501 千葉県千葉市花見川区 幕張本郷1-4-20	043-212-8621 (自動音声)

日本年金機構 ねんきんダイヤル	受付時間	
	8:30~19:00(月)、	0570-05-1165
	8:30~17:15(火~金)、 9:30~16:00(第2土曜)	03-6700-1165 (IP電話から)

◆ マイナンバーカード

外出先等で紛失した場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へ電話をして一時停止の手続きをしてください。その後、警察へ遺失届を提出してください。（家の中で紛失した場合は必要ありません。）

マイナンバーカードの再交付については、次の窓口にお問い合わせください。



千葉市HP

千葉市	千葉市マイナンバーコールセンター	043-400-3147
-----	------------------	--------------



民間の手続きのこと

1 地震保険

- ◆ 地震保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 損害保険会社とのトラブルが解決しない場合、次の窓口で苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っています。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会	そんぽADRセンター (平日9時15分~17時)	03-4332-5241
	自然災害等損保契約照会センター (平日9時15分~17時)	0120-501-331 03-6836-1003 (IP電話から)
一般社団法人 外国損害保険協会	自然災害等損保契約照会センター (平日9時~17時)	03-5425-7850

2 生命保険の契約内容

- ◆ 申出により、保険料の払込について猶予する場合があります。また、申出により、必要書類を一部省略する等で、迅速に保険金や給付金を支払うことができます。ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 「災害救助法」が適用された地域において、生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無の照会に対応します。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 生命保険協会	災害時受付専用連絡先(生命保険相談所) (平日9時~17時)	0120-001-731
------------------	-----------------------------------	--------------

3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では預金通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認書類の提示により、預貯金の払戻しができます。また、本人確認書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等から登録内容の一致を確認したうえで払戻しを行うことができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

各金融機関等	各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口	
ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター （平日9時～19時、土日祝日9時～17時）	0120-108-420
	カード紛失センター （年中無休・24時間受付）	0120-794-889
かんぽ生命保険	かんぽコールセンター（平日9時～21時、 土日祝日9時～17時）	0120-552-950

4 法律相談等の窓口

- ◆ 震災法律援助に基づき、無料で相談を受けられる場合があります。

<お問い合わせ先>

弁護士相談	千葉県弁護士会 ・被災者ローンの相談 被災ローン減免制度に関する相談	電話番号 043-227-8431	※相談受付時に『震災関連相談』であることをお話しください。
	・弁護士事務所での相談	電話番号 043-227-8431	
	法テラス 日本司法支援センター （平日9時～21時、土曜9時～17時）	0570-078374 03-6745-5600 (IP電話)	
司法書士相談	千葉司法書士会	0120-971-438 （月・水14時～17時） 043-204-8333又は、 0800-800-7290 （土10時～12時、13時～15時） ※土曜日は相続・登記相談	

◆区役所で専門家による無料相談を受けられます。予約制です。

<お問い合わせ先>

千葉市(申し込み先)	千葉市役所広報広聴課	043-245-5609
各区(申し込み先)	中央区役所地域づくり支援課	043-221-2106
	花見川区役所地域づくり支援課	043-275-6213
	稲毛区役所地域づくり支援課	043-284-6106
	若葉区役所地域づくり支援課	043-233-8123
	緑区役所地域づくり支援課	043-292-8106
	美浜区役所地域づくり支援課	043-270-3123



1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用

- ◆ 地震で自宅が全壊・半壊するなど大きな被害にあわれた方、生計維持者が失職して収入がなく、医療機関の窓口負担の支払いが困難な場合は、ご加入の医療保険への申請により、支払猶予もしくは減額される場合があります。詳細はご加入の医療保険へお問い合わせください。国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方は、下記の窓口へお問い合わせください。

介護保険の利用料については、介護サービス事業所等の窓口で申告いただくことで、介護保険の利用料の支払いが猶予されます。詳細は、介護保険の窓口にお問い合わせください。



千葉市HP

(支援制度一覧表 [医療・福祉のこと](#))

<お問い合わせ先>

中央区	【国民健康保険】 中央区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-221-2131
	【介護保険】 中央区役所高齢障害支援課介護保険室	043-221-2198
	【後期高齢者医療制度】 中央区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-221-2133
花見川区	【国民健康保険】 花見川区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-275-6255
	【介護保険】 花見川区役所高齢障害支援課介護保険室	043-275-6401
	【後期高齢者医療制度】 花見川区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-275-6278
稲毛区	【国民健康保険】 稲毛区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-284-6119
	【介護保険】 稲毛区役所高齢障害支援課介護保険室	043-284-6242
	【後期高齢者医療制度】 稲毛区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-284-6121
若葉区	【国民健康保険】 若葉区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-233-8131
	【介護保険】 若葉区役所高齢障害支援課介護保険室	043-233-8264
	【後期高齢者医療制度】 若葉区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-233-8133

緑区	【国民健康保険】 緑区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-292-8119
	【介護保険】 緑区役所高齢障害支援課介護保険室	043-292-9491
	【後期高齢者医療制度】 緑区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-292-8121
美浜区	【国民健康保険】 美浜区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-270-3131
	【介護保険】 美浜区役所高齢障害支援課介護保険室	043-270-4073
	【後期高齢者医療制度】 美浜区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-270-3133

- ◆ 災害の程度によりマイナ保険証・国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診できる場合があります。

<お問い合わせ先>

中央区	【国民健康保険資格確認書等の紛失】 中央区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-221-2131
	【介護保険被保険者証等の紛失】 中央区役所高齢障害支援課介護保険室	043-221-2198
	【後期高齢者医療制度資格確認書等の紛失】 中央区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-221-2133
花見川区	【国民健康保険資格確認書等の紛失】 花見川区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-275-6255
	【介護保険被保険者証等の紛失】 花見川区役所高齢障害支援課介護保険室	043-275-6401
	【後期高齢者医療制度資格確認書等の紛失】 花見川区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-275-6278
稲毛区	【国民健康保険資格確認書等の紛失】 稲毛区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-284-6119
	【介護保険被保険者証等の紛失】 稲毛区役所高齢障害支援課介護保険室	043-284-6242
	【後期高齢者医療制度資格確認書等の紛失】 稲毛区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-284-6121

若葉区	【国民健康保険資格確認書等の紛失】 若葉区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-233-8131
	【介護保険被保険者証等の紛失】 若葉区役所高齢障害支援課介護保険室	043-233-8264
	【後期高齢者医療制度資格確認書等の紛失】 若葉区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-233-8133
緑区	【国民健康保険資格確認書等の紛失】 緑区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-292-8119
	【介護保険被保険者証等の紛失】 緑区役所高齢障害支援課介護保険室	043-292-9491
	【後期高齢者医療制度資格確認書等の紛失】 緑区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-292-8121
美浜区	【国民健康保険資格確認書等の紛失】 美浜区役所市民総合窓口課国民健康保険班	043-270-3131
	【介護保険被保険者証等の紛失】 美浜区役所高齢障害支援課介護保険室	043-270-4073
	【後期高齢者医療制度資格確認書等の紛失】 美浜区役所市民総合窓口課高齢医療・年金班	043-270-3133

2 障害福祉サービスの利用

◆障害福祉サービスの利用者についても、同様の利用者負担の減額が行われます。



千葉市HP

([支援制度一覧表](#) [医療・福祉のこと](#))

<お問い合わせ先>

千葉市	中央区役所高齢障害支援課	043-221-2152
	花見川区役所高齢障害支援課	043-275-6462
	稲毛区役所高齢障害支援課	043-284-6140
	若葉区役所高齢障害支援課	043-233-8154
	緑区役所高齢障害支援課	043-292-8150
	美浜区役所高齢障害支援課	043-270-3154

3 こころの悩み相談

◆災害にあわれた方のこころの悩み相談を電話でお受けしています。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	よりそいホットライン(24時間 対応)	0120-279-338
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	いのちの電話(24時間対応)	043-227-3900

◆災害にあわれた方のこころと健康に関する悩み相談を電話でお受けしています。

<お問い合わせ先>

千葉市の相談窓口	中央区役所健康課	043-221-2583
	花見川区役所健康課	043-275-6297
	稲毛区役所健康課	043-284-6495
	若葉区役所健康課	043-233-8715
	緑区役所健康課	043-292-5066
	美浜区役所健康課	043-270-2287
夜間・休日心のケア相談 (平日 17:00~21:00 土日祝 13:00~17:00)		043-216-2875



教育のこと

1 保育園、幼稚園の子がいる家庭への支援

◆【保育料に関する相談】

災害によって所得が減少した場合、保育料を減額することができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



千葉市HP

(支援制度一覧表 子育て・教育のこと)

<お問い合わせ先>

千葉市	中央区役所こども家庭課	043-221-2172
	花見川区役所こども家庭課	043-275-6197
	稲毛区役所こども家庭課	043-284-6137
	若葉区役所こども家庭課	043-233-8150
	緑区役所こども家庭課	043-292-8137
	美浜区役所こども家庭課	043-270-3150

2 小中学生の子がいる家庭への支援

◆【就学費用の援助】

災害によって所得が減少した場合、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助しています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



千葉市HP

([支援制度一覧表](#) [子育て・教育のこと](#))

<お問い合わせ先>

千葉市	教育委員会学事課	043-245-5928
-----	----------	--------------

3 高校生の子がいる家庭への支援

◆【授業料の就学支援、減免、猶予等】

災害によって所得が減少した場合、授業料、受講料や入学料等の徴収猶予または減額、免除ができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

千葉県	(県立) 千葉県財務課	043-223-4094 または在学する学校
	(県内私立) 千葉県総務部学事課	043-223-2162 または在学する学校

4 大学生への支援

◆【授業料の減免】

災害によって家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難となった学生を対象に、授業料等の減額、免除ができる場合がありますので、在籍する学校の授業担当窓口にお問い合わせください。

◆【国の教育ローン】

貸付限度額	上限350万円
内容	・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)等の奨学金と併用できます。 ・受験前でも申し込み可能

詳細は、在籍する学校の授業料担当窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫	教育ローンコールセンター (平日9時~19時)	0570-008656 または03-5321-8656
----------	----------------------------	--------------------------------

◆【奨学金の緊急採用等】

<お問い合わせ先>

独立行政法人 日本学生 支援機構 (JASSO)	【奨学金の緊急採用】 在籍する学校の奨学金窓口にご相談ください。	
	【奨学金の返還の減額、返還期限の猶予】 奨学金相談センター（平日9時～20時）	0570-666-301 または03-6743-6100
	【災害支援金の申請受付】 政策企画部広報課寄附金室JASSO災害 支援金担当 ※学生本人が居住する住宅に半壊以上等 の被害を受けたことで、学生生活の継続に支 障をきたしたした場合	03-6743-3185 ご不明な点は、在学中の学 校を通じてお問い合わせくだ さい。



事業者の方へ

1 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済について
の特別相談窓口を設置しています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本政策 金融公庫	千葉支店中小企業事業	043-243-7121
	事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
千葉市	公益財団法人 千葉市産業振興財団	043-201-9506
千葉県	経営支援課金融支援室	043-223-2707



そのほかの情報

1 ペット動物に関する相談

<お問い合わせ先>

千葉市	【ペットの災害対策】 保健福祉局医療衛生部生活衛生課	043-245-5586
	【被災動物に関する相談】 動物保護指導センター	043-258-7817

2 災害の予防

◆【防水板設置工事の助成】

市内における浸水被害の軽減を図るため、建物等の所有者 又は 使用者 が行う 防水板の設置及びその設置に伴う関連工事費用の一部を助成します。対象要件等の詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

千葉市	建設局下水道企画部下水道営業課	043-245-5411
-----	-----------------	--------------

◆【土のうの利用】

道路からの浸水被害を軽減するため浸水防止のため、どなたでも自由に土のうを取り出せる「土のうステーション」が設置されています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

※ご利用になった土のうは、利用者様で管理をお願いします。また、持ち出した土のうの回収は行っていません。ご自宅で不要になった土のうの処分は、ご利用者様が専門業者に処分を依頼するなど適切に行っていただくようお願いします。



千葉市HP

<お問い合わせ先>

中央区 美浜区	建設局土木部中央・美浜土木事務所維持建設課	043-232-1154
花見川区 稲毛区	建設局土木部花見川・稲毛土木事務所維持建設課	043-257-8843
若葉区	建設局土木部若葉土木事務所維持建設課	043-306-0395
緑区	建設局土木部緑土木事務所維持建設課	043-291-4963

3 消費者相談

◆ 災害に便乗した悪質な商法には十分にご注意ください。不審、不安に思ったら、ご相談ください。

<お問い合わせ先>

消費者庁	消費者ホットライン	188(局番なしの3桁)
千葉県	千葉県消費者センター	047-434-0999
千葉市	千葉市消費生活センター	043-207-3000

4 外国人相談 Consultation for Foreigners

◆外国人の方向けに多言語で対応しているお問い合わせ先です。

<p>ほうおしやう 法務省 しゅつにゆうこく 出入国 ざいりゆうかんりちやう 在留管理庁</p> <p>Immigration Services Agency</p>	<p>がいこくじんざいりゆうそうごういんふおめーしょんせんたー 外国人在留総合インフォメーションセンター Foreign Residents Information Center へいじつ (平日 weekdays 8:30~17:15)</p> <p>たいおうげんご 対応言語 supported language: 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、 スペイン語 Español、ポルトガル語 Português、 ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、 タイ語 ไทย、ミャンマー語 မြန်မာ、シンハラ語 සිංහල</p>	<p>0570-013904 かいがい IP、海外から (from overseas) 03-5796-7112</p>  <p>法務省HP</p>
<p>こくどこうつうしやう 国土交通省 かんこうきよく 観光局</p> <p>Japan Shopping Tourism Organization</p>	<p>じゃぱんびじたーほっとらいん ジャパンビジターホットライン Japan Visitor Hotline (24時間 対応 24hours a day) たいおうげんご 対応言語 supported language: 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어</p>	<p>050-3816-2787</p>  <p>国交省HP</p>
<p>ほうおしやう 法務省 Ministry of Justice</p>	<p>がいこくごじんけんそうだん 外国語人権相談ダイヤル Foreign-language Human Rights Hotline へいじつ (平日 weekdays 9:00~17:00) たいおうげんご 対応言語 supported language: 英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、フィリピン語 Filipino、ポルトガル語 Português、ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、スペイン語 Español、 インドネシア語 bahasa Indonesia、タイ語 ไทย</p>	<p>0570-090911</p>  <p>法務省HP</p>
<p>千葉県 Chiba</p>	<p>ちばけんがいこくじんそうだん 千葉県外国人相談 Consultation for Foreign Residents 2966 へいじつ (平日 weekdays 9:00~12:00/13:00~16:00) たいおうげんご 対応言語 supported language: 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、 ポルトガル語 Português、スペイン語 Español、タイ語 ไทย、 ロシア語 Русский、タガログ語 Tagalog、ベトナム語 Tiếng Việt、ヒンディー</p>	<p>043-297-</p>  <p>千葉県HP</p>

<p>ほうてらす 法テラス</p> <p>Houterasu、 Japan Legal Support Center</p> <p>たげんごじょうほう 多言語 情報</p> <p>ていきょう 提供 サービス</p> <p>Multilingual information Services provided</p>	<p>語 ヒンディー、ネパール語 नेपाली、インドネシア語 bahasa Indonesia</p> <p>0570-078377</p> <p>通訳業者を介して法テラス職員に 相談できます</p> <p>You can consult with Houterasu staff through an interpreter. (平日 weekdays 9:00~17:00)</p> <p>たいおうげんご 対応 言語 supported language:</p> <p>英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、スペイン語 Español、ポルトガル語 Português、ベトナム語 Tiếng Việt、タガログ語 Tagalog、ネパール語 नेपाली、タイ 語 ภาษาไทย、インドネシア語 bahasa Indonesia</p>
<p>千葉市 国際交流協会</p> <p>C h i b a City International Association</p>	<p>043-306-1034</p> <p>英語English</p> <p>(月曜 Monday 10:00~19:30 火曜 Tuesday 9:00~15:30 水曜 Wednesday 9:00~19:30 木曜 Thursday 10:00~16:30 金曜 Friday 9:00~15:30 土曜 Saturday 9:00~15:30)</p> <p>中国語中文</p> <p>(月曜 Monday 14:00~19:30 火曜 Tuesday 9:00~19:30 水曜 Wednesday 14:00~19:30 木曜 Thursday 9:00~19:30 金曜 Friday 14:00~19:30 土曜 Saturday 9:00~15:30)</p> <p>韓国語한국어</p> <p>(月曜 Monday 9:00~15:30 水曜 Wednesday 9:00~15:30 木曜 Thursday 9:00~15:30)</p> <p>スペイン語Español</p> <p>(火曜 Tuesday 14:00~19:30 木曜 Thursday 14:00~19:30 土曜 Saturday 10:00~16:30)</p> <p>ベトナム語Tiếng Việt</p> <p>(火曜 Tuesday 10:00~16:30 金曜 Friday 10:00~16:30 土曜 Saturday 10:00~16:30)</p>



法テラス



千葉市国際交流協会HP

ウクライナ語 У к р а ї н к с к и й

(月曜 Monday 10:00~15:30

水曜 Wednesday 10:00~15:30

金曜 Friday 10:00~15:30)

千葉行政監視行政相談センターへの相談について

千葉行政監視行政相談センターは、災害に関して、いろいろなお問い合わせや相談を受け付けております。また、支援措置を講じている関係機関と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しています。

【千葉行政監視行政相談センターへの相談】

- 電話による相談受付: 平日9:00～16:45 (時間外は留守番電話対応)

行政相談専用ダイヤル: **0570-090110**

*IP電話等で上記の番号が利用できない場合は **043-244-1100**

*行政相談専用ダイヤルは、全国どこからでも同一の電話番号でかけられるようになっています。番号は同一でも、ご相談を受けるのは最寄りの総務省行政相談窓口(千葉県内から電話された場合は、千葉行政監視行政相談センター)につながります。

- 来所による相談受付: 平日9:00～16:45

住所: 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階

- インターネットによる相談受付

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

*右の二次元コードからアクセスできます。



インターネットによる相談

- FAXによる相談受付 FAX番号: 043-246-9829



千葉センターHP

本ガイドブックは、各行政機関・団体等のホームページを参照したほか、千葉市の各関係課の協力を得て、作成いたしました。